

# 新 旧 对 照 表

# 新 旧

## 芸術(芸能)鑑賞教室実施のためのガイドライン

改 正 前

(令和2年6月18日策定)  
(令和2年7月21日改正)  
(令和2年9月1日改正)  
(令和3年4月1日改正)  
(令和3年9月1日改正)

### 芸術(芸能)鑑賞教室実施のためのガイドライン

高文連が主催する芸術(芸能)鑑賞教室(以下「鑑賞教室」という。)は、実施時の感染防止策を十分講じた上で実施する。

鑑賞教室参加時の具体的な感染防止策等は、以下のとおりとする。

#### 1 鑑賞教室の開催方針

鑑賞教室は、生徒等参加者の安心安全を最大限考慮して、原則として静岡県新型コロナウイルス警戒レベル5以下の場合に実施する。

#### 2 参加申込時の保護者の同意

- (1) 鑑賞教室に参加を希望する生徒及び生徒の付き添い保護者(以下「生徒等」という。)は、参加申込時に各学校長に同意書(別紙1)を提出する。
- (2) 各学校の高文連評議員は、(1)により提出された同意書及び令和3年度高文連芸術(芸能)鑑賞教室取りまとめ表を、「芸術公演」は各地区の事務局長、「グランシップ主催公演」は高文連事務局に提出する。
- (3) 各地区事務局長は、(2)により提出された同意書及び令和3年度高文連芸術(芸能)鑑賞教室取りまとめ表、並びに参加者数一覧を高文連事務局に提出する。
- (4) 「同意書」の提出先一覧

鑑賞教室の区分	(1)生徒等	(2)各学校高文連評議員	(3)各地区事務局長
芸術公演	各学校長	各地区事務局長	高文連事務局
グランシップ主催公演		高文連事務局	—

※各学校の高文連評議員は、鑑賞教室の区分により提出先が異なるため注意する。

#### 3 鑑賞教室参加者の遵守事項

- (1) 鑑賞教室への参加が決定した生徒等の学校の高文連評議員は、鑑賞教室の実施日の前日までに生徒等及び生徒引率者に「健康観察票」(別紙2及び別紙3)を配布する。
- (2) 鑑賞教室に参加する生徒等及び生徒引率者は、鑑賞教室当日検温した上で、「健康観察票」に必要事項を記入し、生徒の「健康観察票」は、保護者が署名し鑑賞教室受付時に提出する。  
なお、「健康観察票」を提出しない生徒等及び生徒引率者は、入場を認めない。  
鑑賞教室当日、発熱(目安として37.5度以上)など体調のすぐれない場合は、参加を自粛する。

# 対 照 表

## 改 正 後

(令和2年6月18日策定)  
(令和2年7月21日改正)  
(令和2年9月1日改正)  
(令和3年4月1日改正)  
(令和3年9月1日改正)  
(令和4年1月13日改正)

### 芸術(芸能)鑑賞教室実施のためのガイドライン

高文連が主催する芸術(芸能)鑑賞教室(以下「鑑賞教室」という。)は、実施時の感染防止策を十分講じた上で実施する。

鑑賞教室参加時の具体的な感染防止策等は、以下のとおりとする。

#### 1 鑑賞教室の開催方針

鑑賞教室は、生徒等参加者の安心安全を最大限考慮して、原則として国評価レベル3以下(緊急事態宣言等発出時を除く。)の場合に実施する。

#### 2 参加申込時の保護者の同意

- (1) 鑑賞教室に参加を希望する生徒及び生徒の付き添い保護者(以下「生徒等」という。)は、参加申込時に各学校長に同意書(別紙1)を提出する。
- (2) 各学校の高文連評議員は、(1)により提出された同意書及び令和3年度高文連芸術(芸能)鑑賞教室取りまとめ表を、「芸術公演」は各地区の事務局長、「グランシップ主催公演」は高文連事務局に提出する。
- (3) 各地区事務局長は、(2)により提出された同意書及び令和3年度高文連芸術(芸能)鑑賞教室取りまとめ表、並びに参加者数一覧を高文連事務局に提出する。
- (4) 「同意書」の提出先一覧

鑑賞教室の区分	(1)生徒等	(2)各学校高文連評議員	(3)各地区事務局長
芸術公演	各学校長	各地区事務局長	高文連事務局
グランシップ主催公演		高文連事務局	—

※各学校の高文連評議員は、鑑賞教室の区分により提出先が異なるため注意する。

#### 3 鑑賞教室参加者の遵守事項

- (1) 鑑賞教室への参加が決定した生徒等の学校の高文連評議員は、鑑賞教室の実施日の前日までに生徒等及び生徒引率者に「健康観察票」(別紙2及び別紙3)を配布する。
- (2) 鑑賞教室に参加する生徒等及び生徒引率者は、鑑賞教室当日検温した上で、「健康観察票」に必要事項を記入し、生徒の「健康観察票」は、保護者が署名し鑑賞教室受付時に提出する。  
なお、「健康観察票」を提出しない生徒等及び生徒引率者は、入場を認めない。  
鑑賞教室当日、発熱(目安として37.5度以上)など体調のすぐれない場合は、参加を自粛する。

## 改正前

また、鑑賞教室前2週間の健康観察の項目に問題がある場合は、参加を自粛する。但し、発熱等の症状がなくなり、新型コロナウイルス感染の疑いがない場合はこの限りではない。

おって、欠席した場合でも参加料は返金しない。

- (3)会場内では、必ずマスクを着用する。
- (4)こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行う。
- (5)大声での会話を控える。
- (6)ごみの持ち帰りを徹底する。
- (7)鑑賞教室会場の感染症対策に関するガイドラインや利用規約等を遵守する。

### 4 鑑賞教室を運営する職員の遵守事項

(1) 鑑賞教室を運営する各地区事務局長及び運営協力者、並びに高文連事務局職員(以下「運営職員」という。)は、上記3の鑑賞教室参加者の遵守事項に準じて、感染防止策を遵守する。

(2)鑑賞教室受付時には、以下の点に注意する。

ア 生徒等及び生徒引率者から提出された「健康観察票」の内容を確認の上、健康上問題がないと判断される場合に限り鑑賞教室への参加を認める。

イ 「健康観察票」を確認する運営職員は、以下のとおりとする。

鑑賞教室の区分	「健康観察票」を確認する運営職員
芸術公演	各地区事務局長、運営協力者、高文連事務局職員
グランシップ主催公演	高文連事務局職員又は各地区事務局長

※健康観察票は、高文連事務局において保管後処分する。

ウ チケット確認(もぎり)は、簡略化する。

エ 受付時に待機列を設置する。

オ パンフレット、チラシ、アンケート等は、極力手渡しによる配布は、避ける。

以下、同意書(別紙1)及び健康観察票(別紙2)並びに健康観察票(別紙3)は、省略する。

改 正 後

また、鑑賞教室前2週間の健康観察の項目に問題がある場合は、参加を自粛する。但し、発熱等の症状がなくなり、新型コロナウイルス感染の疑いがない場合はこの限りではない。

おって、欠席した場合でも参加料は返金しない。

- (3)会場内では、必ずマスクを着用する。
- (4)こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行う。
- (5)大声での会話を控える。
- (6)ごみの持ち帰りを徹底する。
- (7)鑑賞教室会場の感染症対策に関するガイドラインや利用規約等を遵守する。

4 鑑賞教室を運営する職員の遵守事項

(1) 鑑賞教室を運営する各地区事務局長及び運営協力者、並びに高文連事務局職員(以下「運営職員」という。)は、上記3の鑑賞教室参加者の遵守事項に準じて、感染防止策を遵守する。

(2)鑑賞教室受付時には、以下の点に注意する。

ア 生徒等及び生徒引率者から提出された「健康観察票」の内容を確認の上、健康上問題がないと判断される場合に限り鑑賞教室への参加を認める。

イ 「健康観察票」を確認する運営職員は、以下のとおりとする。

鑑賞教室の区分	「健康観察票」を確認する運営職員
芸術公演	各地区事務局長、運営協力者、高文連事務局職員
グランシップ主催公演	高文連事務局職員又は各地区事務局長

※健康観察票は、高文連事務局において保管後処分する。

ウ チケット確認(もぎり)は、簡略化する。

エ 受付時に待機列を設置する。

オ パンフレット、チラシ、アンケート等は、極力手渡しによる配布は、避ける。

以下、同意書(別紙1)及び健康観察票(別紙2)並びに健康観察票(別紙3)は、省略する。